

フリースクールで学ぶ子どもたちへの 支援事業

～学びが継続できるように～

利用料の2分の1の額を補助します！

上限：1か月15,000円（※児童生徒1人につき）

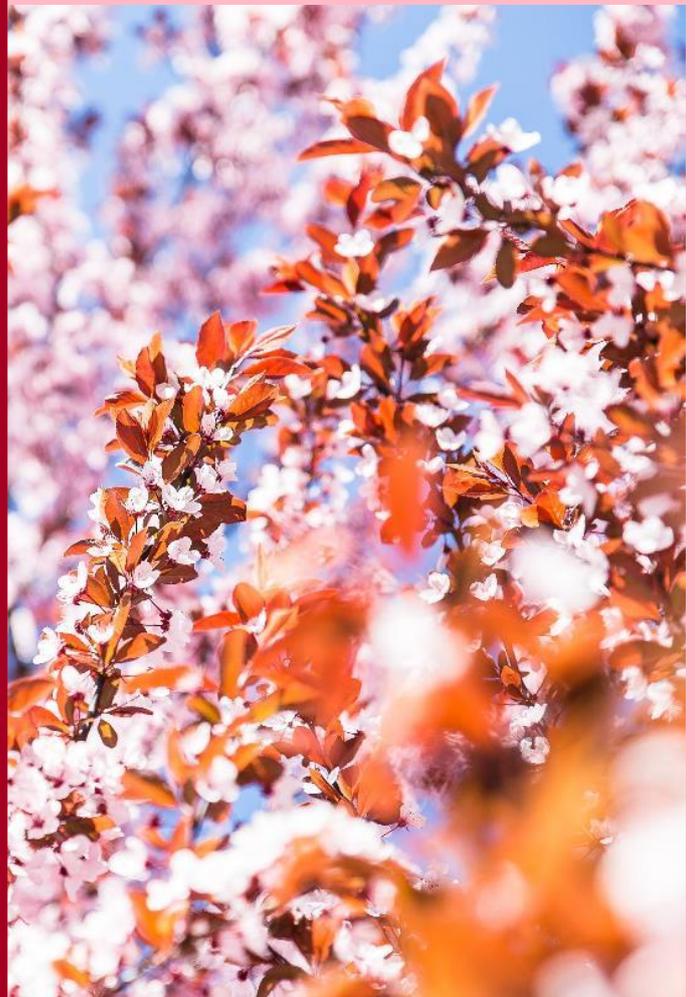
※経済的要件あり

期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

申請：随時受付

※申請書が届いた月からの利用料補助

（6月までの申請は、4月分からの補助とします）



経済的な事情に左右されず、学びを継続することを目的として、対象となるフリースクールを利用している児童生徒がいる世帯に対し、利用料の一部を補助します。

※経済的要件（詳細は交付要領をご覧ください）

1. 生活保護を受けている世帯
2. 就学援助を受けている世帯
3. 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
4. 児童扶養手当を受給している世帯

県教育委員会



Webページ

〈対象フリースクール〉
県教育委員会が定めた要件を満たすフリースクール
（詳細はwebページをご覧ください）

〈詳細〉申請方法など、詳しくは右上の二次元コード
をご覧ください。
（手引き、各様式はこちらにあります。）

私立学校在籍者等への支援については、三重県環境生活部私学課にお問い合わせください。

電話：059-224-2161（平日8：30～17：00）
E-mail：sigaku@pref.mie.lg.jp

〈問合せ先〉

三重県教育委員会事務局生徒指導課 不登校支援班

電話：059-213-6611（平日8：30～17：00） E-mail：seishi@pref.mie.lg.jp